

「ヨガ」教室の参加者を募集

- 日時 毎週火曜日 19時30分～20時45分
- 場所 札元1丁目公民館
- 対象者 高校生以上
- 内容 ポーズ、呼吸、瞑想を行うハタヨガ
- 参加料 2回分で2,000円(体験チケット)
- 応募方法 電話でご応募ください。
- ☎0994-41-1176

「第2回ばら杯カラオケ大会」の参加者を募集

- 期日 10月13日(日)
- 時間 ファミリー部門 10時～12時
コスプレ参加や、ダンス・歌声自慢部門 13時～15時
- 場所 かのやばら園
- 定員 各部門16組(定員になり次第締め切り)
- 参加費 一組2,000円
- 応募期限 10月4日(金)
- 応募方法 など詳しくは、お問い合わせください。
- ☎0994-41-8718

お知らせ

秋の全国交通安全運動がはじまります

9月21日(土)から30日(月)まで「ルールとマナー」乗せて走ろう秋の道」をスローガンに秋の全国交通安全運動が実施されます。

市では、昨年同時期と比較すると、交通事故の発生件数は減少しているものの、死亡事故の件数が多くなっています。特に高齢者が関わる事故や、交差点内での事故の割合が高い状況です。

次のことに気を付けて、家庭・職場で交通安全を呼びかけ、事故のないまちづくりにご協力ください。

- 歩行中は車に注意し、横断歩道は左右を確認して渡りましょう。
- 夕暮れや夜間の歩行時は、反射材を身につけましょう。
- 夕暮れ時には、早めにライトを点灯させましょう。(自転車も含む)
- 駐車場では、進行方向に対し前向きに駐車しましょう。(いわゆる出船駐車)

結核予防週間

9月24日(火)から30日(月)までは「結核予防週間」です。全国で、年間約2万3千人の新規結核患者が発生し、約2千人が亡くなっています。次の症状がある場合は要注意です。早めに医療機関を受診しましょう。

- せきが2週間以上おさまらない。
- 微熱やたん、倦怠感が続いたり、血たんが出る。
- 胸に痛みがある。

市や職場の検診を積極的に受診し、早期発見に努めましょう。



☎0994-41-2110

障がい者就職面接会を開催

- 日時 9月27日(金) 14時
- 場所 鹿屋商工会議所
- 内容 障がい者の雇用を検討している事業者による就職面接会
- ※参加を希望する人は、ハローワーク障がい者窓口に事前にお越しください。
- ☎0994-42-14135

全国一斉! 「法務局休日相談所」を開設

- 日時 10月6日(日) 10時～16時
- 場所 市中央公民館
- 相談の内容
- 登記 不動産登記関係全般
- 会社・法人の設立、役員変更等の登記関係全般
- 戸籍 出生、婚姻、養子縁組、帰化等の問題
- 供託 土地建物の地代家賃の弁済のために行う供託等の問題
- 人権 家庭内暴力、家族間の問題、差別、いじめ、遺言等の問題
- ☎0994-41-3339

公証役場をご存じですか

公証制度とは、金銭貸借などの大切な契約書や遺言書などについて、公証人が作成する公正証書によってトラブルの防止を図る制度です。

次の場合には、公証役場をご利用ください。

- 遺産をめぐる争いを防ぐために、メッセージとしての遺言をおきたいとき
- 金銭消費貸借、借地借家、債務弁済、売買、任意後見、養育費等の大切な契約を公正証書で作成するとき
- 私署証書の認証、外国文認証、宣誓認証、定款認証、確定日付 など

「無料法律・登記・税務相談所」を開設

- 日時 10月12日(土) 10時～16時
- 場所 リナシティかのや情報研修室A
- 内容
- 土地建物の登記に関わる事項
- 土地の地積、分筆、測量、境界に関する事項
- 会社の登記に関する事項
- 所得税、贈与税、相続税、その他税務一般に関する事項
- 遺言等
- 成年後見手続き
- 裁判手続や裁判所に提出する書類の相談等
- 消費者金融問題、架空請求問題
- 供託に関する事項
- 相談料 無料
- ☎0994-256-0335

国民年金の後納制度をご利用ください!!

現在、国民年金保険料の納め忘れの期間がある人に、平成27年9月までに限り、さかのぼって納めることができる後納制度があります。ぜひ、ご利用ください。

●納付できる人

- 20歳以上60歳未満
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人
- 60歳以上65歳未満
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間があるほか、任意加入中に納め忘れの期間がある人
- 65歳以上
年金受給資格がなく任意加入中である人 など

※ 老齢基礎年金を受給中の人は、申し込みできません。

●受付期間

- 月～金曜日 = 8時30分～17時15分(月曜日は19時まで)
- 第2土曜日 = 9時30分～16時
- ※ 祝日、12月29日～1月3日はご利用できません。



☎0994-42-5123 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

空き店舗活用促進事業をご活用ください

市では、新たに新規開業及び魅力ある専門店等の出店を行う商店街・通り会・商工会並びに個人等に対し、「空き店舗活用促進事業補助金」を交付し、市の商店街活性化を支援します。

市内の空き店舗を利用して、新たに魅力あふれるお店を創業してみませんか。

●対象者

- 商店街振興組合等団体
- 商工会
- 商店街等又は商工会の同意を受けた個人等
- 社会福祉法人
- 特定非営利活動法人

●対象経費

区分	補助金の基準
創業に要する経費 (※ 食料費は対象外)	対象経費の2分の1以内とし、30万円を上限

●その他

- 申請件数が多数の場合は、予算枠を超えた時点で申請を締め切ります。
- 対象区域が設定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

●対象事業

- 空き店舗を新たな事業実施の拠点又は不足業種補完のための活動拠点として活用する事業
- ※ 既に開業している店舗は、対象になりません。

☎0994-31-1164